

○財務省告示第七十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定し、平成二十一年三月二十日より適用する。

平成二十一年三月十九日

財務大臣 与謝野 馨

関門港下関新港地区多目的国際ターミナル指定保税地域

一 土地

山口県下関市金比羅町の三等三角点「金比羅山」（北緯三三度五八分〇九秒九八、東経一三〇度五四分五五秒〇六）から三一八度一九分四二秒の方向へ引いた線上二、三二七・四一メートルの地点を基点とし、同基点から二七五度〇七分五九秒の方向へ引いた線上二四〇・〇六メートルの地点、同地点から五度〇七分五三秒の方向へ引いた線上二五九・七五メートルの地点、同地点から九五度〇七分五九秒の方向へ引いた線上五七・八五メートルの地点、同地点から六

度〇七分四四秒の方向へ引いた線上一七・二五メートルの地点、同地点から九五度〇七分五八秒の方向へ引いた線上四二・三二メートルの地点、同地点から五度〇七分五九秒の方向へ引いた線上三・〇〇メートルの地点、同地点から九五度〇七分五八秒の方向へ引いた線上五六・五九メートルの地点、同地点から五度五一分三〇秒の方向へ引いた線上一九・七五メートルの地点、同地点から九五度〇七分五九秒の方向へ引いた線上八二・七三メートルの地点と基点を順次結んだ線によつて囲まるる土地六七、五四七・五五平方メートル

## 一 施設

- (一) 名 称 関門港下関新港第一号上屋  
所在地 山口県下関市長州出島一番地先  
構 造 鉄骨造平屋建
- (二) 面 積 三、七〇四・四〇平方メートル  
名 称 関門港下関新港くん蒸上屋
- 所在地 山口県下関市長州出島一番地先

構 造 鉄筋コンクリート造平屋建  
面 積 二五五・〇〇平方メートル